

パートさんの雇用保険

加入は
お済みですか?



近年、事業所に対して神奈川県労働局・労働基準監督署が行う「労働保険料算定基礎調査」を実施いたしますと、パートタイム労働者(短時間就労者)の雇用保険加入漏れが多く見受けられる傾向にあります。

パートタイム労働者は、次の適用基準①及び②を満たす場合、当然に雇用保険の被保険者となります。(適用基準は、平成22年4月1日から下記のように拡大されました。)

上記の調査により加入漏れが発見された場合は、労働保険料に加えて追徴金が課せられることとなりますので、適用基準を確認のうえ加入漏れのパートタイム労働者がおりましたら早急に雇用保険取得の手続き(管轄公共職業安定所)を行うようお願いいたします。

- 平成22年4月1日から、パートタイム労働者(短時間就労者)の方の雇用保険の適用基準が以下のように変わりました。
- 現在雇用している労働者の方が適用基準に該当する場合には、新たに公共職業安定所(ハローワーク)への届出が必要です。

旧

- ① 6ヶ月以上の雇用見込みがあること
- ② 1週間当たりの所定労働時間が20時間以上であること

新

- ① 31日以上雇用見込みがあること
- ② 1週間当たりの所定労働時間が20時間以上であること

①の基準 31日以上雇用見込みがあること

【以下のいずれかに該当する場合】

- 期間の定めがなく雇用される場合
- 31日以上雇用が継続しないことが明確である場合を除き、この要件に該当することとなります。このため、例えば、次の場合には、雇用契約期間が31日未満であっても、原則として、31日以上の雇用が見込まれるものとして、雇用保険が適用されることとなります。
 - ・雇用契約に更新する旨の規定があり31日未満での雇止めの明示がないとき
 - ・雇用契約に更新規定はないが同様の雇用契約により雇用された労働者が31日以上雇用された実績があるとき

②の基準 1週間当たりの所定労働時間が20時間以上であること

- ※登録型派遣労働者について
- 登録型派遣労働者についても、パートタイム労働者(短時間就労者)と同様の適用基準に拡大されました。

神奈川県労働局

労働基準監督署・公共職業安定所(ハローワーク)